

美郷町職員採用試験のお知らせ

6月10日(水)から申込受付を開始します

町では、平成22年4月以降に採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。

◎試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般行政職(上級)	若干名	次のいずれかを満たす人 (1) 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 (2) 昭和63年4月2日以降に生まれた人で大学を卒業 または平成22年3月卒業見込みの人
保健師(中級)	1名	昭和49年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有するか、 学校の保健師専門課程等を平成22年3月31日までに卒業見込みで、 かつ免許取得予定の人

◎試験日および会場

第1次試験 日 時 ● 7月26日(日) 午前9時50分～
場 所 ● 秋田県市町村会館(秋田市山王四丁目2番3号)

第2次試験 第1次試験合格者に通知します。

◎申込受付期間 6月10日(水)～7月1日(水)

申込受付は、六郷庁舎2階総務課窓口で平日の午後5時までで行い、土曜日・日曜日は受け付けません。
郵送の場合は7月1日(水)までに着信のものに限り受け付けます。
なお、申込用紙の請求は6月1日(月)から受け付けます。

※第1次試験の概要等、詳しくは広報6月号または町ホームページ(6月1日以降)をご覧ください。

問い合わせ
申込用紙請求
受験申込

美郷町役場(六郷庁舎)総務課 総務班
〒019-1404 美郷町六郷字上町21 ☎0187(84)1111(内線1242) ㊚0187(84)1117

男女共同参画推進事業

「出前講座」の希望団体を募集します

男女共同参画推進事業の一環として、地域や職場、学校(P T A)等を対象に出前講座を開きます。

出前講座とは、各地域の自治会や各種団体(公的なものから趣味的なサークル・グループ等)、町内の事業所やP T Aなどの求めに応じて、町の男女共同参画推進員などが各種団体の元へ出向き、美郷町における男女共同参画社会の推進のために講話や意見交換を行うものです。

「男女共同参画」と聞くと堅苦しいイメージを持たれがちですが、家庭や子育て、地域や職場、家庭と仕事の調和など身近なテーマについて一緒に考えてみませんか。

募集期間 ● 5月から平成22年2月末まで

講座内容 ● 男女共同参画に関する講話、朗読劇、意見交換

時 間 ● 30分から1時間程度

対象人数 ● 10人から30人程度(人数についてはご相談ください。)



▲FFネットあきた南による朗読劇

問い合わせ

役場(六郷庁舎)総務課 まちづくり班 ☎0187(84)1111(内線1247)

活力ある地域づくり事業補助金について

総務課

町では、自治会や行政区、ボランティア団体等が行う活力ある地域活動を推進するための事業に対して補助金を交付する「活力ある地域づくり事業」を実施しています。

今年度から、対象となる事業や補助金額が一部変更となっています。

内容を確認していただき事業の実施を希望する場合は申請してくださるようお知らせします。

対象事業および補助率等●

対象事業	補助金額	事業内容(例)
活力ある地域づくりのために 行う事業	当該経費の3分の2に相当する額以内の額で、30万円を限度として補助します。 ただし、補助金の交付が3回以上の事業については、当該経費の3分の1に相当する額以内の額で、10万円を限度として補助します。	花いっぱい運動、歴史や芸術・文化、地域のレクリエーションなど
地域の課題解決のために 行う事業	当該経費の3分の2に相当する額以内の額で30万円を限度として補助します。 ただし、補助金の交付が3回以上の事業については、当該経費の3分の1に相当する額以内の額で、10万円を限度として補助します。	清掃用具や草刈り機、格納庫の整備など
地域の伝統行事の 保存・継承のために 行う事業	当該経費の2分の1に相当する額以内の額で5万円を限度として補助します。	かまくら、ぼんでん、舟っこ流し行事など(行事に必要な備品や物品の購入などが補助の対象となります)
ボランティア団体や住民活動 団体が行う事業で町長が認めたもの	当該経費の3分の2に相当する額以内の額で、30万円を限度として補助します。	活力のある地域づくりに必要な事業 NPO法人化など

※飲食に関する経費は補助の対象外となりますのでご注意ください。

申込方法● 随時受付をしていますので、事業を行う2週間前までに各庁舎総合サービス課または六郷庁舎総務課まちづくり班へ申請書を提出してください。

なお、申請書は総合サービス課または総務課に備え付けしてあります。



役場(六郷庁舎)総務課 まちづくり班 ☎0187(84)1111(内線1247)

春の行政相談週間「巡回行政相談のお知らせ」

5月18日から24日まで春の行政相談週間です。行政相談に関しては、定期的に六郷公民館に相談所を開設しておりますが、春の行政相談週間にあわせて次のとおり巡回行政相談を行います。行政に関する苦情や要望などお気軽にご相談ください。

日時● 5月20日(水)午後1時30分～3時30分

場所● ふれあいセンター(千畑南小そば)

行政相談委員● 千畑地区:鈴木 清文さん 六郷地区:小西 修悦さん 仙南地区:月輪 妙子さん

・行政相談委員とは

総務大臣から委嘱された有識者で、町民の皆さんの相談相手として、国の仕事やその手続き、サービスに関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。相談は、無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

!こんなとき、ご相談ください

- ・苦情や困っていることがあるが、どこに相談してよいかわからない。
- ・手続き・サービスなどの制度や仕組みがわからない。

例えば・・・

- ・国道の道路案内標識が分かりにくいので改善してほしい
- ・老人福祉施設を利用しやすいものにしてほしい
- ・年金の裁定額に納得できない など



役場(六郷庁舎)総務課 まちづくり班 ☎0187(84)1111(内線1247)